

都内社会福祉法人の財務指標 事業区分別平均値（令和4年度決算）

事業区分名	法人数	流動比率	純資産比率	固定長期適合率	人件費・委託費比率	労働分配率	経常増減差額率	サービス活動収益対運営資金借入金比率	事業活動資金収支差額率
全法人	1,051	444.0%	83.1%	83.7%	74.9%	93.6%	1.5%	1.4%	4.6%
保育のみ経営	386	313.2%	86.0%	91.2%	78.5%	94.1%	2.3%	0.4%	5.3%
障害のみ経営	193	738.5%	86.4%	69.2%	68.8%	81.6%	2.3%	1.1%	4.8%
介護のみ経営	148	555.5%	82.2%	85.5%	75.4%	107.1%	-1.1%	4.6%	3.3%
その他事業（措置施設等）のみ経営	113	379.1%	72.9%	78.9%	72.5%	91.4%	1.0%	0.3%	2.9%
複数事業を経営	211	403.2%	80.1%	83.0%	74.5%	96.3%	1.1%	2.6%	4.7%

障害のみ経営する法人の「（人件費＋委託費）比率」について、計算式の分母であるサービス活動収益計から就労支援事業収益（製造製品の売上等）を除いて計算した平均値は、74.0%である。

- （注1）財務分析を実施していない厚生労働大臣所轄法人、新設法人等を除く。
（注2）全法人には社会福祉事業団、社会福祉協議会及び施設を経営しない法人を含む。
（注3）平均値の精度を高めるため、各指標の上位・下位2%（小数点以下切り捨て）を除外して平均値を算出している。
（注4）借入金償還余裕率及び債務償還年数は、計算式の分母である事業活動収支差額がマイナスである法人を除外して平均値を算出している。（参考値）

事業区分の定義（都が集計のために定めた区分）

保育のみ経営	保育所のみを経営する法人（一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業を経営する法人を含む）
障害のみ経営	障害者支援施設・障害福祉サービス事業等のみを経営する法人（障害者事業の拠点で、老人居宅介護等事業（ヘルパーステーション）を経営する法人を含む）
介護のみ経営	介護保険施設・事業のみを経営する法人（介護保険施設・事業の拠点で、障害福祉サービス事業（居宅介護等）を経営する法人を含む）
その他事業（措置施設等）のみ経営	措置施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、養護老人ホーム、保護施設等）及び軽費老人ホーム、病院等の上記3事業に該当しない施設を経営する法人
複数事業を経営	上記4種類の事業区分のうち2種類以上の事業を経営している法人